

第128回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和7年2月14日（金）10:00～12:00

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

樫 浩一（部会長）、會田 雅人

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子

【専門委員】

小針 美和

【審議協力者（各府省等）】

静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：橋本課長 ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：森統計審査官、菊地調査官 ほか

4 議 題 作物統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは、定刻となりましたので、第128回産業統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日も、前回の部会に引き続き、作物統計調査の変更について、こちらの会場とウェブの併用で会議を進めてまいります。ウェブで御参加いただく方につきましては、ネットワークの状況で途中音声聞きづらいなど不具合が生じることがございましたら、遠慮なくお知らせをいただければと思います。また、本日の審議は12時までを予定しているのですが、審議の状況によりましては、予定時刻を過ぎて審議を続けるという可能性もございます。そのような場合には、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

なお、本日は、二村委員と清水臨時委員が所用のため御欠席という連絡をいただいております。

さて、作物統計調査の部会の審議も、本日を含めて残り2回と時間が迫ってまいりましたが、一方で変更事項が多岐にわたりまして、審議が途中段階のものや、審議に入っていないものもたくさんございます。つきましては、現状の進捗状況について共通認識を持っ

ていただくために、事務局から説明していただいて、その上で本日の審議に入りたいと思います。

それでは、事務局からお願いをいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。

それでは、事務局資料１は、今回予定されている変更事項ごとに、前回の部会までの進捗を記載するとともに、農林水産省に対して追加説明が求められている事項、それと本日の部会で審議していただく際のポイントを整理した表でございます。

まず、１の「行政記録情報等の活用による調査の効率化」については、水稻の作付面積とさとうきびの２つがありました。これらについては、答申を整理する過程で将来的な課題が付く可能性はございますけれども、おおむね了承というような整理でございます。

次に、２の「水稻以外の作物に係る調査の変更」については、変更事項が入り組んでいて分かりにくいという印象を持たれていることかと思っておりますけれども、まず、「（１）作付面積調査を農林業経営体に対しても実施」することについては、大きく３つの変更事項がございます。１つ目が、文字どおり調査対象の変更。２つ目が、それに伴う標本設計の変更。３つ目が、調査票の再編と、一部の調査票に限られますけれども、調査事項の追加でございますけれども、いずれについても、今のところ変更自体に強い異論が出ているという状況ではございません。しかし、資料の右から二列目「第２回部会終了後の追加質問の状況」の欄になりますけれども、前回の部会終了後、部会長、小西臨時委員、小針専門委員から追加で御質問いただいております、この後審議していただくという予定です。

そして、「（２）調査方法の変更」については、前回の部会のときに農林水産省から、論点に対する回答だけはひととおりしてもらったのですけれども、具体の質疑応答は本日行うという整理になってございます。議論いただくポイントとしては、資料の中で、右端の赤字で書いてあるところです。地方農政局、統計調査員、民間事業者の役割分担とその合理性、そして、大規模階層に職員・調査員調査を新規導入する必要性と将来的な継続可能性、この２点に集約されると考えてございます。

そして、次の「（３）全国調査の実施周期の変更」から、最後の３の「耕地面積調査に係る公表時期の変更」については、まだ審議には入れておりません。ですので、既に宇南山臨時委員から頂いている御質問への回答と併せて、赤字で記載している論点について、本日可能な範囲で議論いただけたらと考えております。

なお、本日、作物統計調査全体が、変更前後でどのように変わるかという見取り図のような資料を作りまして、事務局資料２として配布しております。

これまで、今回予定されている変更の概要については、諮問の概要資料などで御説明していますので、この資料について改めての説明はいたしませんけれども、主な変更事項については赤字で示しておりますので、見取り図ということで、議論の参考にさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明のとおりなのですけれども、本日の進め方は、今説明のありました事務局資料１の、２「水稻以外の作物に係る調査の変更」

の（１）の部分の青字で書かれた追加質問について、まず審議をしていただきまして、その後、「（２）調査方法の変更」以降について審議を進めてまいりたいと思います。

宇南山臨時委員から、（３）のところについて御質問いただいているのですけれども、この部分については、（３）の審議のところで御説明いただいて審議をしていくというふうにさせていただきたいと思います。

それでは、前回の部会以降に頂いた質問事項から審議に入ってまいります。後で審議するものもございますけれども、ひとまず、事務局から、資料１－１によりまして、質問の全体について紹介をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、資料１－１で、追加で頂いている質問内容の概要と御質問の問題意識について、回答・質疑の前に御紹介をいたします。

まず、小針専門委員から、質問１・２として、作物統計調査における集計事項の中核である作付面積と収穫量、それぞれの集計の流れについて御質問をいただいています。本調査で予定されている変更は、結局のところ、これら作付面積や収穫量について、各種の負担を抑制しつつ、安定的に集計を継続するためにはどうすればいいかという課題認識からなされているものですので、今回の変更で、集計の流れが変わるのか、集計の際に、どの情報を用いるのかという御質問です。これは、今回の議論の入口を、改めて押さえていただいているというものになるかと思います。

そして、その集計の流れを確認した上で、小針専門委員の質問３、それと部会長から、集計結果の継続性について御質問いただいています。今回の変更で、集計結果にどのような影響が想定されるのか。それは事前に検証されているものなのか。仮に影響が想定される場合、それは許容される大きさなのか、というのが、この御質問の問題意識というふうに考えてございます。

２ページ目に移りまして、小西臨時委員から、調査事項の変更に関連して２つ御質問を頂いております。１問目は、今回予定されている面積の調査事項の追加についてです。今回の変更により、農林業経営体に対する調査は収穫量調査から作付面積調査及び収穫量調査と衣替えをすることになります。一般的に考えれば、作付面積調査を追加することで、いずれの作物の調査についても、面積の情報が調査事項として新たに追加されると思えるところです。しかし、実際には、これまでの収穫量調査でも多くの調査票で面積の情報が設けられております。その結果、今回の変更に伴う調査事項の追加は限られるということになるのですけれども、どの調査票で追加が発生するのか再度示してほしいというのが、小西臨時委員の問題意識と理解しております。

その事実関係を確認した上で、２問目では、試行調査の結果についての御質問でございます。部会当初から配布しております審査メモにおいても、試行調査の結果概要は掲載していたのですけれども、そちらでは回収率に絞って掲載しておりました。そこで、小西臨時委員から、誤った回答がなされた状況を見ると、第１次試行と第２次試行との間での結果の違いや、作付面積といったコアな情報が他の項目よりも誤回答率が高いという状況が見えてきますので、その理由は何なのでしょう。そもそも作付面積を農林業経営体に回

答を求めること、それ自体が負担ではないのか、という問題意識から御質問をいただいています。

3 ページ目、最後になりますけれども、こちらの宇南山臨時委員の御質問は、前回第 2 回部会において既に農林水産省から回答も用意はされてはいたのですが、時間の関係で実施周期の変更に関する議論には至らなかったもので、ここで再掲ということにさせていただきます。宇南山臨時委員から、母集団名簿の更新が十分に行えないとしても、作物ごとの主産県にほとんど変化がないため影響が少ないという説明ロジックがよく分らなかったもので、改めて御説明をお願いしたいという趣旨でございました。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。以上が追加質問の全体像でございます。それでは、資料 1－2 に沿って順に審議をしてみたいと思います。

まず、小針専門委員の質問 1 と 2 は、作付面積と収穫量の集計の流れに関する事実関係の再確認でありまして、小針専門委員の質問 3 と私の質問は、その集計の流れを踏まえた統計の継続性・連続性についての御質問ですので、まとめて御説明をお願いしたいと思います。では、調査実施者から回答をよろしくお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 皆様、おはようございます。農林水産省でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料の 1－2 をお手元に御用意いただければと思います。

まず、小針専門委員から頂きました質問、作付面積について、現行と変更後、どのようなになっているのかということについて御質問を頂戴いたしました。まず、回答の（1）－1 ということで、現行の作付面積調査についてでございますが、関係団体、いわゆる J A などに対して調査を行っておりまして、それに加えて、巡回・見積り、情報収集で、団体に出荷をしていない部分を調査しているということで、調査票に基づく調査というのはこの関係団体のみ行っているというものになります。

これに対しまして、変更後につきましては、この巡回・見積り、情報収集で把握しているところに経営体調査を導入したいと考えておりまして、下の（1）－2 の図が載っておりますが、関係団体調査に加えまして、（1）－1 でいう、巡回・見積り、情報収集に相当する部分について、経営体調査プラス補完というような形にしたいと思います。巡回・見積り、情報収集に代えて農林業経営体を入れる部分のうち、経営体調査のうち②の大規模階層につきましては全数調査で全て押さえるということで、この関係団体調査プラス黄色の部分で大宗を押さえていきたいと思っております。オレンジの③の経営体調査のうち中小規模階層につきましては、標本調査で復元推計をするというような形で押さえていきたいと思っております。ただ、これだけでは、試行調査の結果でもやや差があったりするような部分もございましたので、やはり必要な補完をしないといけない部分があるであろうということで、④の必要最小限の巡回等で押さえることで、面積全体を把握したいと考えているものでございます。

補足説明として、この②と③につきましては、センサス名簿をベースに標本を取ろうと

思っているのですが、このうち団体に全量出荷をしているものというのはあらかじめ外すという形で、重複を排除するような形で調査を行いたいと考えているものでございます。面積調査については、以上でございます。

(2)の質問は、収穫量調査において作付面積が調査項目となっており、今回の変更はその調査結果を作付面積調査の集計に活用するという事で、調査項目についての変更はないということでもよろしいかということでございます。その回答になりますけれども、基本的には、この御質問の御認識のとおりでございます。現状におきましても、作付面積というのは調査項目として押さえているのですけれども、これは作付面積を推計で求めるために聞いているのではなくて、収穫量を最終的に算出する過程である10アール当たりの収量を求めるために、この作付面積を使っているというものですので、ここで聞いている作付面積そのものは、全体の作付面積を求めるために調査をしているものではございません。今回の変更によりまして、今度の農林業経営体に対する調査としては、まさにこの作付面積調査として作付面積を求めるためにそれを聞くと。なので、標本設計につきましても、作付面積を求めるための標本設計に見直すことで取組を進めていきたいと考えております。ただ、一部の品目については、具体的にはここでは果樹ということで記載をさせていただいておりますが、果樹については、今現在、結果樹面積を収穫量調査でお聞きしておりまして、ここについては、栽培全体を捉えるために栽培面積の項目を追加しているというところでございます。一部調査については、そのような変更がございますけれども、基本的に面積に関する事項には変更がないと御理解いただければと考えております。また、小西臨時委員からの御質問で、簡単に聞ける項目なのかということでございますが、この面積は、農業経営者の方にとっては、経営をする上での基礎情報になりますので、回答が難しいものではないと考えているところでございます。

続きまして、小針専門委員から頂きました、2つ目の御質問でございます。収穫量調査の算出につきまして、全体の流れを改めて御説明しつつ、作付面積の位置付けについて、この調査の現行と変更後で何か変わるのかというような御趣旨の御質問を頂戴いたしました。これにつきましては、別紙1に、全体の流れを整理していますので、御参考いただきながら、御説明をさせていただければと思います。

最終的には、収穫量調査で使っている作付面積というものは、途中の計算の過程で得られた情報を活用しているのですけれども、最終的な単収の計算方法につきましては、別紙1一番上の、作付面積調査のオレンジの団体調査から得られたもの、また、水色の巡回・見積り、情報収集で得られたものの合計で、例えば県であれば県全域の作付面積が出ます。収穫量調査の方は、関係団体調査で得られた結果と経営体調査で得られた結果からそれぞれ計算をして、全体の収穫量が出ます。この全体の収穫量を、(A)の作付面積で割ることで最終的な単収を導き出すというような流れになっております。このため、収穫量の算出に用いる作付面積というのは、この作付面積調査の結果としては、全体の単収を導き出すときに用いておりますし、収穫量を算出する時は、調査で得られた情報を活用しながら収穫量を算出しているという流れになります。

この作付面積調査が変わった場合どうなるのかといいますと、一番上の水色の巡回・見

積り、情報収集による把握の部分に、経営体調査が導入されることになりますので、ここで得られた作付面積の結果を使って、また引き続き、一番最後の単収を出すという、この全体の流れに変更はございませんので、算出方法自体は、変更後も変わらないというように御理解いただければと思います。ただ、経営体調査の⑦や⑧については、今は単純平均で算出しておりますけれども、変更後は大・中・小の階層分けにいたしますので、階層別の平均値を求めて、これを加重平均した形での平均値というような形で単収を求めますが、基本的な大きな流れは変わらないと御理解いただければと思います。

続きまして、この調査の変更に伴う集計結果の継続性について、問題ないかという御質問を小針専門委員、また、樫部会長から頂戴したところでございます。先ほど別紙1で御説明をさせていただきましたとおり、基本的には、この作付面積については、団体調査、それから巡回・見積り、情報収集で把握している部分に、先ほど1ページ目で御説明しましたとおり、経営体調査を導入するという事で、基本的には同じものを把握していくという形になりますので、面積調査の集計の結果としては継続性を確保する形の調査にしたいと考えています。

収穫量につきましても、この集計方法の流れは、先ほど申し上げたとおり大きな変更はなく、途中で経営体調査に使う単収の出し方が、階層別に平均値を出すということにはなりますけれども、基本的には、全体のこの計算の流れというものは維持いたしますし、むしろ、我々としては、従前は単純平均という形でしたけれども、加重平均にすることで、より実態を反映した推計が期待されるということも考えているところでございます。

そういった意味で、継続性が維持されと考えておりますし、また、机上配布資料として用意しましたが、前回、作付面積調査について、結果はほぼ一緒と御説明させていただきましたが、併せて収穫量につきましても検証を行っておりまして、こちらについても、おおむね、そこそこよい結果が得られているということで、継続性についても問題ないと思っています。ただ、一部の品目で2割を超える差が出ているということでございまして、こちらについては、今回は、個々の調査票の精査ということで試行調査をさせていただきましたけれども、実際の本調査では、巡回等の情報収集などで得られた全体の生産動向なりの整合性という部分もいろいろ検証をしており、今回の試行調査ではそこまではできていないということで、単純に調査票情報からだけで得られた結果ということで差があったと考えられることと、試行調査で検証するために、今の本調査では、まさに今年の収穫期にリアルタイムで、どれだけ取れましたかとお聞きしているのですが、試行調査なものですから、去年のことを聞いているということで、場合によっては正確な数字を記載いただけなかった、少し回答しづらい面が本番に比べるとあったと考えております。ただ、こういった差があるところにつきましては、今後も補完のために巡回等を行っていきたいと考えておりますし、そういった検証を通じて吸収できるのではないかと考えているところでございます。

また、最後、5ページの3ですが、今回の農林業経営体の導入に当たりましては、大規模階層の農林業経営体については、確実に回答を得るために全数として、これによって、関係団体プラス大規模階層をしっかり押さえるということで、大宗が把握できると考えて

おります。また、中小規模階層の農林業経営体につきましても、現状の回収状況を維持したいと考えておまして、調査方法の変更に伴う断層は基本的には生じないと考えているところでございます。また、調査が変わったということは、集計できた結果をユーザーに使っていただくようなタイミングにおきましても、しっかり情報提供をしてまいりたいと考えているところで、ございます。

○樫部会長 以上のところが、事務局資料1の2（1）アとイに相当する追加質問に対する御説明ということになります。

標本設計の部分も含まれておりますので、その点についても御質問等あればお願いします。小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 農林中金総合研究所、小針です。御説明ありがとうございました。

私が今回この質問を提出した意図としましては、この作付面積の取り方の変更というのが、水稻以外のところでは一番大きなポイントになると思っておまして、調査方法、集計方法の変更がどう変わるのかということとをきちんと比較をした上で、それがどう影響するのかということがより分かりやすく理解できると、この変更がいいかどうかということとを判断しやすいと思ひまして改めてお願いしたというところで、今回このような形でお示しいただいたことで、何が変わるのかということと、あと、先ほどの御説明にもありましたとおり、今まで団体調査と巡回等で得ていたところに、大規模階層と団体調査以外のところも、標本設計を取って、数字として把握をしてから、プラス巡回等ということで、調査設計上は、確からしさという意味では、継続性を担保していく形であるということが、よりはっきり分かるよう御説明をいただけたので、非常にありがたかったなと思っております。以上、コメントでした。

○樫部会長 ありがとうございました。ほかに御質問、コメントのある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に異論もないようでございますので、前回の部会で、実際に令和7年産、令和8年産の調査を実施してみた結果、調査の結果について検証する余地があるというような御指摘もございましたし、また、調査を実際やってみないと、どういうことが起こるか分かりませんので、そこで何か注意すべきことが起こったときに、利用者に丁寧に情報提供していただくというようなお話もありましたので、その辺のところは、課題として、答申案の取りまとめのところで、また少し議論させていただこうと思います。特に皆様から異論はございませんでしたので、アとイのところについて御了承いただいたということで、ウのところについて御説明をお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 それでは、続きまして、小西臨時委員から頂きました御質問について回答させていただきます。

資料1－2の6ページですが、小西臨時委員の方からは、特に変更しているこの面積について、調査票上、追加したところを改めて説明をするということと、簡単に記載ができるのかということで、御質問を頂戴しました。

作付面積調査について、これまで収穫量調査にも作付面積が調査事項として設けられていたのですが、一部の品目について、追加なり変更というものがございますので、御説明

をさせていただきます。

基本的には、調査票ほとんど一緒なのですけれども、表に記載のある品目について、変更がございました。

まず、お茶につきまして、これは調査票を新設という形になります。これまで、お茶の収穫量調査につきましては、荒茶工場という、製茶を作る前の生のお茶っ葉を刈ったものを持ち込んで荒茶にするという工場があり、そちらで調査を行っていました。今回、作付面積につきましては、農林業経営体を新たに追加する必要がありますが、お茶は他の品目と違って収穫量調査で経営体調査をしていなかったため、新たにお茶について経営体調査を行う必要があるということで新設されるため、調査票を作ったというものでございます。

続きまして、畑作物、飼料作物につきましては、もともと作付面積の調査で、田畑別を調べるためにうち田、うち畑という項目を作っていたので、農林業経営体についても、作付面積を把握する時に田畑を把握するために、うち田というものを追加するというものでございます。

最後に、果樹については、栽培面積を追加するというものでございます。果樹につきましては、今まで結果樹面積だけ収穫量調査で調べていましたので、それに対して栽培面積を足すというものになります。果樹につきましては、桃栗3年といった言葉もありますように、農業経営者の方は苗を買ってきて、苗木を植えて、実がなるまで何年間か育てるという期間があります。そして実がなり始めてから、ようやく収穫を行うということで、収穫ができるようになった面積を結果樹面積というような形で、単収やどれぐらい取れたかということをお教えもらう時には、実際実がつくような状態になって、そこでどれぐらい取れましたかということをお聞きしたいため、結果樹面積については、どれだけ実がつく能力がある圃場があるかということだけをお聞いていたのですが、面積というのは、苗木の時点で植えられているものも含めて、果樹がどれぐらい面積として植わっているのかというものを把握する必要がありますので、まだ実がならない若い木が植えられている部分も含めて把握したいということで、今回、栽培面積を追加することを考えています。当然、栽培面積も、苗を植えて、いずれ大きくして実を取ろうというつもりで植えているわけですから、基本的には、農業経営者の方は分かっておられて、栽培面積、結果樹面積という形で両方を教えていただくようにしたいと考えております。

その次に、小西臨時委員からの御質問は、分かっているはずなのに誤回答が多いではないかということで御指摘をいただいたものと思っております。本当に答えられるのかということですが、幾つか原因があると思っております。1つは、第1次試行調査と第2次試行調査について、第1次試行調査では、大産地というか、まとまって情報収集がしやすい、比較的難易度が低いと記載しましたとおり、団体調査のウエイトが高く、全体が押さえられているので、巡回・見積りなりで把握する部分が少なめなところについては、比較的全体を押さえるのも容易ではないかということで、第1次試行調査の場合は大産地を中心にさせていただきました。第2次試行調査では、大産地と言われるようなところに比べて、農林業経営体の調査ウエイトが高くなるような、より試行調査のハードルを上げるような地域を選んで調査をしたということで、ややそういった難易度もあったのかと考えて

います。

また、第2次試行調査の誤回答が多かったということは、審査項目を見直しまして、第1次試行調査より増やしたことで、民間事業者が誤回答に気づきやすくなったということで、そうやってしまうと、第1次試行調査の方も、実は誤回答があった可能性あるということになってしまうのですが、より気づきやすいチェックを、第2次試行調査では行ったというところでございます。回答（1）イに記載しましたが、第1次試行調査では、全体エラーで面積があれば収穫量もあることなど、AがあればBもあるというような、全体に関するエラーの摘出を中心としていましたけれども、第2次試行調査では、より前年や地域の平均に比べて異常値になっていないかや、数字そのものの妥当性についても、審査項目を導入することで、より厳しい審査をしたということでございます。

先ほど来、出てきている果樹の栽培面積と結果樹面積については、少し誤回答が多かったのですが、当然農業経営者の方は、結果樹面積と栽培面積、それぞれしっかり把握していますが、苗木を植えて新しく増やしていくというのは結構大変な作業で、どちらかというと、特に高齢の方とかは、もうあまりそういうことをされておらず、全部実がなる木になっている場合の方が現状としては多いかもしれません。わざわざ改植をして植え替えたり、若い木を植え直すというのは非常にお金も労力もかかりますし、あと、植えている期間に収入がなくなってしまうのです。そのため、将来に向かって経営を継続し規模拡大をするというような意欲が高い農業経営者の方は、そういったことを積極的にできるのですが、なかなか高齢の方ですと、そこまでされないという場合は、栽培面積イコール結果樹面積であったりしまして、一方のみ記入してもう一方が抜けてしまうとか、結果樹面積と栽培面積というのを意識をせずに回答してしまうというような形で、それはきちんと確認すれば、全部実がなる木であり、栽培面積イコール結果樹面積と分かるのですが、どちらかの欄しか回答していなかったりしたものを、両方記入していただけるというような形で、そういった事例がありましたので、記入上の注意もより分かりやすく見直すというような形で対応することで、問題なくできるのではないかと考えております。

また、8ページの冒頭の部分ですが、この誤回答というのが、最初に提出された時に間違えていたという割合なので、そこを確認すると、正しい答えをいただけて、結果として、現行調査と遜色ない調査結果が得られておりますので、そういった意味で、一番最初に間違えてしまっているとしても、きちんと審査し照会することで、問題なく回答いただける項目ということでございますし、また、面積というものは、農業経営者の方にとってはベースになる基本的な情報になりますので、お聞きすれば答えていただけるものです。仮にお家の大きさ等が正確に言えなくても、農地の面積は、これは何反、これは何反という形でお答えいただけるぐらい、頭に入っているような情報ですし、きちんと調べれば計算して出すこともできると思っておりますので、問題なくここは答えていただけると思っております。

そうということで、試行調査の結果を受けまして、より回答しやすい形で、記入上の注意に明記しますし、また、9ページの一番最後のところになりますけれども、審査事項も必要に応じて更新をしていきたいと思っておりますし、それぞれ都道府県集計された結果が、現行の調査と差があるということであれば、情報収集なりも行って、結果の妥当性も検討を行

い、確実に補完していきたいと考えているところでございます。

少し長くなりましたが、私からの回答とさせていただきます。ありがとうございました。

○**樫部会長** ありがとうございました。何か御質問とか御意見のある方がいらっしゃればお願いいたします。小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** ご説明をありがとうございます。

調査票を追加して頂き、変更点がよくわかるようになりました。試行調査で回答率が低い果樹などの農作物の回答の妥当性や調査実施性については引き続き検討を続けていただけると理解しました。

2つの試行調査の回答率の違いは、調査方法やフォローアップの方法が異なるからということですが、それらの工夫や、回答者からの質問や紹介は重要な知見だと思います。私が心配しているのは、試行調査と本調査を実施する民間企業が違う場合に、試行調査で行った工夫や知見が引き継がれるのかという点です。ぜひ、引き継いでいただき、本調査の実施や結果の審査に試行調査の結果を活かすようにしていただきたいです。

○**樫部会長** では、農林水産省、どうぞ。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** ありがとうございます。御指摘のおっしゃるとおりだと思っております、いろいろ照会があったことであったり、業者から照会したこと、また、逆に客体から聞かれた照会事項等をきちんと整理して、また、それを今後やっていただける業者にも引き継いで、それをまた更新していくような形で、しっかり蓄積をして、いい調査になるようにしていきたいと思います。

○**樫部会長** ありがとうございました。ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろと御質問が出たところについては、調査票を直したり、記入上の注意を直したり、あるいは実際の審査のところで丁寧にやっていただくということで、きちんと修正できるようなことで、回答が難しい調査ではないということでございます。このところは、今後、また何か追加での意見が出るかもしれませんが、このこと自体については特に異論なく御了承いただいたということで取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、水稻以外の作物に関する調査の変更で、(1)の作付面積調査に農林業経営体を入れて実施するという部分は御了承いただいて、追加の要望があれば、答申案でまた議論するというようにしたいと思います。

それでは、次のところに移りたいと思いますけれども、(2)の調査方法の変更について御議論をいただきたいと思います。この部分については、前回の部会で論点の回答についてひととおり説明していただいて、質疑は今回行くと整理をしておりましたけれども、大分時間も経っております。また、変更の前後に関する地方農政局や民間事業者などの役割分担を比較した流れについて、少し説明をいただいたのですけれども、もう少し詳しく説明していただいたらいいのではないかという御意見もあるようでございますので、資料3の別紙6の比較表について、改めてもう少し補足の説明をしていただいて、その後質疑に入りたいと思います。

それでは、調査実施者から御説明をお願いしたいと思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　ありがとうございます。農林水産省でございます。

資料3の別紙6について、全体の調査の現行と変更後ということで、流れを示しているものでございます。今回変更するところは、調査票配布、データ入力・審査、それから巡回・見積り及び情報収集の下が変更しているところになります。

今までは、全て農林水産省の職員であったり、また統計調査員で行っていたものでございますが、こちらに、民間事業者の御協力をいただくような形で調査を行いたいと考えております。今回、巡回・見積り、情報収集に代えて、経営体調査を導入するというところが一番大きい変更点になりますので、こちらについて、どういう形で民間事業者に関わっていただくかということでございますが、この経営体調査につきましては、繰り返しのなりますけれども、規模階層を設けるということを考えておりまして、大規模階層、それから中小規模階層という形で行いたいと思っております。大規模階層につきましては、やはり大きいところですので、確実にデータを押さえたいという思いがありまして、こちらについては、全数調査で、調査したところは全て回収というような形で考えております。実は、巡回・見積り、情報収集ということで、今行っている中でも、このような大規模階層や、キーになるような方については、現場で聞き取りや全体の生産動向などについて教えていただいたりということで、その情報収集をするというのもすごく貴重な部分になっておりまして、統計調査の結果について、どうして増えたのか、どうして減ったのかという理由を説明するような場合にも、そういった情報が非常に重要になっておりまして、また、農林水産省で、様々な作物についての施策を進めていく上でも、その辺りの情報が非常に重要と考えております。

そのため、今までの巡回・見積り、情報収集で得ていた部分がほとんどなくなってしまうというのも少しよろしくないというような思いもありまして、確実に大規模階層から回収をしつつ、また、そういったキーになるような方からは、しっかりとそのあたりの生産の動向などの話も、情報収集させていただきたいというような思いもございまして、こちらについては、職員であったり統計調査員の調査員調査を導入して、確実にデータが取れるように、また、情報収集もできるようにしたいと考えております。また、大規模階層につきましては、今回初めて調査票に基づく調査をするということになりますので、丁寧をお願いをして、調査に御協力いただき、また、よい関係を築くというような形を目指すという意味でも、調査員調査を入れるという対応をしたいと考えています。このため、民間をお願いをしたいと考えているところは、主に中小規模階層の部分の調査について、標本調査をし、調査票の審査、取りまとめという、データ入力等もお願いをするというふうに考えております。もともと職員なり統計調査員の負担が大きい、また、統計調査員が巡回・見積りで負担が大きいと言っている中で、このような、民間ではなく調査員調査を残すことについて、本当に今後将来に向けて継続性があるのかというような御質問もありまして、その点につきましては、繰り返しのなりますけれども、最初は、しっかりと調査に御協力いただく、また、必要な情報を頂くというような意味で、調査員調査をベースに行

っていきたいと思いますが、よい関係が構築でき、調査員調査で回収せずともしっかりと回収いただけるというような感じであれば、どんどん、またオンライン調査ということも進めていきたいと思っていますので、そういう意味では、そちらに誘導するということで、負担も減っていくのかなと思っています。また、今回そもそも、巡回・見積り、情報収集に代えて、新たな農林業経営体に対する調査を導入するというのは、この巡回・見積り、情報収集というのがかなり現場で負担になっておりまして、これを全面的にやるというのは、なかなか将来に向けては継続するという意味でかなり問題だろうということで、このままだと、そもそも職員が行っております審査、取りまとめという一番大事な部分もできなくなってしまうのではということで農林業経営体に対する調査を導入しているものですので、相当程度、負担の軽減にもつながると。今よりは大幅、職員、統計調査員の負担量というものは減るということで、前回そのような御説明をさせていただいたところでございます。

そういった形で調査を行うということで、今と変わらない形で、データが提供し続けられるような形で調査を行っていただければと考えているところでございます。

簡単ではございますが、私からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。
○樫部会長 ありがとうございます。この変更につきましては、地方農政局、それから統計調査員、民間事業者の役割分担の合理性と、実際にその調査を行うに当たっての留意点ということと、それから農林業経営体の大規模階層についてだけ職員・調査員調査を導入するということの必要性と、将来的な継続可能性というようなことが論点に集約されるのではないかと思います。そういったことを中心に、御質問や御意見があれば出していただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この点については、今の農林水産省の方から御説明いただいたということで、皆様に御了承いただいたということで、次に進みたいと思います。

それでは、次に、事務局の資料の「(3) 全国調査の実施周期の変更」のところにまいりたいと思います。3年または6年ごとに全国調査を行っていた水稲以外の作物について、全国調査の実施周期を5年に統一することについて審議をしたいと思います。

まず、事務局から、審査メモに基づいて御説明をお願いしたいと思います。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、審査メモの17ページになります。これまで、作付面積調査及び収穫量調査については、一部の作物を除いて、作物ごとに、原則3年又は6年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査として実施していました。ですので、主産県というところに着目すると、毎年調査を実施して、非主産県については周期的に調査するというような構造になっています。

作付面積調査の全国調査を3年又は6年ごととしていた理由については、作付面積が、収穫量を計算する際の重要な要素であるのですけれども、収穫の都度、次の作付を行う野菜などについては、毎年状況により作付が頻繁に変わり得ます。そこで、比較的短い周期として3年として、収穫の都度、新たな作付をしない果樹やお茶とかいった作物については6年としたというような経緯でございます。また、収穫量調査の方は、10アール当たりの収量自体は短期的には大きく変動しないので、作付面積調査の長い方の周期に合わ

せて6年としていたということでございます。

しかしながら、今回、農林水産省の方で、調査の更なる効率化や、利活用への配慮、それと農林業経営体の母集団情報の中核となる農林業センサスの実施周期の5年などを勘案して、政策部局との調整も踏まえて、図表10のとおり、全国調査の周期を5年に統一することを計画しています。また、5年周期の全国調査の開始年については、これまでの調査の周期を勘案しまして、業務の負担の平準化、それと施策への利活用の観点から、令和7年産から行う作物と令和8年産から行う作物の2つのグループとすることを計画しています。このうち、6年周期が5年周期に変更になること、2つのグループに分けることについては、審査部門として、施策への利活用や業務負担の平準化という観点からおおむね適当というふうに考えております。

一方で、作付面積調査の全国調査が3年周期から5年周期に少し長くなる作物についての支障が発生しないのか、農林業センサスの母集団を用いることに関連して、グループの一方が、令和7年産の開始になることについて、適切なサンプル選定ができるのかなどについて確認をする必要があると考えておりまして、論点を3つほど立てております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、論点に対する回答について、調査実施者の農林水産省から御説明をお願いします。説明に際しまして、本日冒頭でも申し上げましたように、宇南山臨時委員からの追加質問がこの部分に関連しておりますので、これについての御回答も併せてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省でございます。

まず、宇南山臨時委員から御質問をいただいた件について回答させていただきまして、その後、この④の論点について説明をさせていただければと考えております。

まず、宇南山臨時委員から御質問いただいた件につきまして、前回、私の方から十分な御説明ができず、また、直接的な回答にもなっていなかったと反省しておりまして、改めて、この母集団情報の名簿をどのように更新をするのか、更新した名簿できちんと調査ができるのかということについて、宇南山臨時委員の御質問に関連して御説明をさせていただければと考えております。

また資料1－2の11ページをお手元に御用意いただければと思います。

まず、もともとの論点というのが、農林業センサスを基盤にする今回の母集団名簿を、どういう方法で更新していくのかということでございます。前回、母集団情報が古くなるけれども、それがこういうことで影響するということを説明してしまいまして、そもそもどういう形で母集団情報を更新していくのかということを、まず御説明させていただきたいと思っています。それが回答の2のところになります。

まず、直近の農林業センサスの実施年の翌年に、その作物が全国調査年か主産県調査かに関わらず、まず、全作物一斉に母集団名簿の更新を行うというふうに考えております。その次のセンサスまでの間につきましては、調査で得られた作付が中止になったとか、また、それ以外の農業構造動態調査などを通じて得られた営農中止の情報がある場合は母集団から落とすということを考えておりまして、また、農業構造動態調査で、かなり大きい

金額が急に新たに出現した場合は、それは新規の、新たにその作物を栽培したという可能性がありますので、電話などを通じて聞き取りを行いまして、新規客体と加えるべきということであれば、作物別に名簿に入れていくというようなことを考えているということでございます。

そういった形で、最大限可能な限りの名簿更新を行った上で、それでも完全にはやはり補完できない部分もありますけれども、主産県の大規模階層につきましては、毎年全数を把握するというようにしておりますし、あと中規模階層につきましても、2年おきに入替えという形にはなりますけれども、相当規模の経営者ということになりますので、適宜状況変化の聞き取りもできると思っております。関係団体、それから大規模階層、全部押さえて、中規模階層も状況をお聞きするなどして、大多数、大部分は押さえられるのではないかというふうに思っています。ただ、この主産県の小規模階層と、あと非主産県というものは、5年おきに調査をするということになりますけれども、これまでも非主産県の部分が、4年前の母集団を基礎に、実際3年ごと、あと6年ごとという形で現行も調査を行っておりますので、4年前の母集団を基礎に行わざるを得ないことがあったとしても、それが調査に非常に大きな影響を与えるというようなものではなかったということもありますので、そういったことはないというふうに思っています。

審査メモの回答別紙5-1について、改めて御説明をさせていただきますが、細かく出ておりますけれども、これはそれぞれの作物の主産県が5年間でどれだけ変わっているのかということで、主産県の数が出ておりますけれども、そもそも本当に主産県自身が、大きく数は一緒でも対象県が全然違うのではないかとということもありますので、2列で5年、5年後、令和6年と令和元年で、主産県として調べたものでございます。一部僅かに、完全一致ではないですけれども、おおむね、この主産県というものは5年間で大きく変更がしていないということが、まず、お分かりいただけるのではないかなというふうに思っております。

それから、大規模、中規模、それから小規模ということで、そのシェアが、推計等をしていくときに、そのシェアが大きく変わってしまうと、それは本当に大丈夫なのかということになります。そちらにつきましても、別紙5-2という形で、5年、これはセンサスをベースにして、小規模まで入った形で、それをベースにしたときに、大規模、中規模、小規模のそれぞれの階層の割合を表したものでございますが、大規模階層の割合は結構変わっていて、規模拡大が進んでいる品目もあるなというのが少し見てとれると思うのですが、大中規模と小規模のシェアで言えば、おおむねほぼ変わらないというのが、5年経ってもお分かりいただけるのではないかなというふうに思っております。

このような意味で、少しこの名簿が古いので、うまく調査できないのではないかとというようなことでございますが、それほど大きな影響がないと考えておりますけれども、いかんせん今回、先ほど部会長からもきちんと検証した方がいいというようなお話がありましたが、今後その影響については、しっかりと見ていきたいと思っております。

また、次の審査メモへの回答でも御説明させていただきますが、もともとこの野菜、花きを令和7年を開始年としたいというのは、全国調査年の時期は、予定どおりに実施して

ほしいという、利活用部局からの要望というものもございまして、我々としては、令和7年に野菜、花き、また、令和8年に果樹というような形で、予定どおりの全国調査は行っていきたいと考えているところでございます。

それでは、資料3の論点に対する回答の方で、御説明します。

もともと御指摘いただいた基準年が、今の面積調査については、3年から5年に伸びてしまうと。収穫量の方は6年から5年という形になるのですけれども、面積調査が、全国調査の周期が3年から5年になるということで、その部分について問題ないかという御指摘でございました。実際に、全国調査年をした結果を基に、主産県調査の推計というか、そこを基に、主産県の全国値ということを出していくときに、それがきちんとできるのですかということでございますけれども、野菜と花き、令和7年から調査をするというもので実際に検証をしています。野菜については、令和元年度に全国調査を行って、令和2年に主産県調査を行った結果と、仮に、5年周期ということなので、4年後の主産県調査が大丈夫かということです。平成28年度の全国調査年の値から4年後の主産県調査がきちんとできるのかということで、この数字が、きちんと基準年を平成28年にした場合でも、令和2年の実際の結果と比較してどうなっているのかというものを比較する。花きについても、同じように、もともと令和4年産の全国調査を基準に令和5年産の主産県調査がうまくできるのかということで行ったその結果、現行の調査体系を新しい体系として、全国調査年から4年後の主産県調査、令和元年産を基に4年後の主産県調査もきちんとできるのかと。これは全国調査が5年周期になるので、一番先は4年後の主産県調査という形になりますので、それでもきちんとできるのかということで検証を行ったものでございます。

その結果が、別紙8で、それぞれ野菜の調査と花きの調査の面積と出荷量ということで、基準年をずらしているんで、面積と10アール当たりの収量というところで差を見ておりますが、おおむね基準年が伸びて、5年に1回と仮になった場合であっても、その4年後の調査については、野菜については、一番左側が公表値ということで、今まきに行っている令和元年のものが、仮に基準年を両方とも平成28年として令和2年度の試算をした結果でありますけれども、それを比較しても、100%前後ということで、それほど大きく問題になるような数字でなく結果が出ておりますので、花きについても同様でございまして。我々としては、全国値の算出にはほとんど影響がないので、問題なくできるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、次の論点でございまして、全国調査の開始年を令和7年産、令和8年産としている理由は何かということで、できるだけ新しいセンサス年を使って母集団整備にしたいということで、このような御指摘をいただいているのかなと思うのですが、繰り返しになりますけれども、全国調査の期間については、もともと政策部局から、予定されていた時期を変えないでほしいというような依頼がございまして、我々も、調査の、今の体系を考えますと、なかなかこれも、あと何年後の全国調査までという形で延ばしていくのも少し難しく、できるだけ早く継続可能な体制に見直しをしたいという部分で、令和7年から野菜、花きについては見直しを行って、そこに合わせて全国調査、もともと予定されていた全国調査年のタイミングに合わせて行いたいというふうに考えております。

中ほどにありますけれども、実際のところ、政策部局の要望もありますけれども、令和7年、令和8年と分けるのは、統計側で職員の労力面の事情もかなり大きく、本来であれば、センサス年の翌年の令和8年に全部の品目そろえて、できれば母集団も一番新しいですし、データとしては、統計調査としてはふさわしいのかなと思うのですけれども、少しまとめてやるということで、特定の年に全国調査が集中するとかなり業務量としてはバランスが悪くなり、職員業務として取りまとめを行う都道府県の数というものが約5割増えるというようなことで、また、一般統計調査である特定作物統計調査で把握する作物など、基幹統計以外の統計の部分も考えると、かなり職員負担が特定の年に集中してしまうということがございまして、この職員の審査取りまとめがしっかりできる体制にするという意味では、ここは、ある特定の年に全国調査年を集中するのではなく、分けていきたいと思っています。

全国調査のグループ分けについては、実は平成28年の申請の際にも、全体の業務量を考慮して、集中しないようにということで設計をしてきたという経緯もございまして、そういう形で業務量の平準化も図りながら、ただ政策部局のニーズに合わせて必要な統計を出していくということを両立するというところで、このような流れでやらせていただきたいというふうに思っているところでございます。

22ページの下の部分に、センサスの母集団情報の更新の話がございます。先ほど宇南山臨時委員の回答でも御説明をさせていただいた内容になりますけれども、できる限り農業構造動態調査などの情報も活用いたしまして、最大限の更新をするというような形で名簿更新もしていきたいと思っております。また、最後に付け加えというような形にはなりますけれども、今回の面積調査につきましては、センサスから引き抜いた標本の面積を復元するというような形で、面積で復元をしておりますので、農林業経営体数というものは推計には用いておりますので、面積自体が増えたか減ったかというものが復元できれば、我々としてはよいという調査になりますので、そういった意味からも、調査には支障がないというふうに考えております。

○樫部会長 それでは、質疑に入りますけれど、論点が相互に関連しておりますので、一括して審議をしたいと思います。それから、全国調査を実施するタイミングについて、令和7年産と令和8年産の2つのグループに分けて行うことの必要性や問題点が論点ではないかということでございます。このような点について御質問をお願いしたいというふうに思いますけれども、まず、宇南山臨時委員、手が挙がっていますので、御発言をお願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。

詳細な情報を提供いただきまして、ありがとうございます。幾つか論点として、まず、1個1個の作物について名簿情報が古くなることの影響を御検討いただいたと。それほど大きくないという結果になったというふうに理解しました。

名簿更新が農業、特に果樹であるとかなかなか簡単に作付面積を増やしたり減らしたりできないものであれば、1年前の名簿でも4年前の名簿でもそれほど大きな影響がないという点は確認されてよかったと思います。ただ、依然として、若干の差は、4年前の名簿

と1年前の名簿で行うと、私の理解が正しければ、主産県が何個かわるようなケースもあり得るというふうに見まして、それ自体は仕方がないところもありますので、名簿が古くなる影響が小さいという理解は、私は問題ないかなと思っています。

ただ、例えば作物の作付面積を横断的に比較したい。具体的には、野菜と果樹、野菜とお茶みたいなものの作付面積を横断面で比較したいというようなケースがもしあった場合には、やはり名簿が古い作物と新しい作物だと、直接比較する際に支障がでるのではないかと。古いところと新しいところが混在する最大の問題は、作物を横断的に比較するときです。野菜と果樹であるとか花であるとか、名簿の古いのと新しい別の名簿に基づいている作物を横に比較をしようとした場合、どうしても古い名簿を使っている方が、作付面積が少し小さめに出てしまうのではないかと。私が一番懸念していたところなのですが、時系列同一の作物は、1年前の名簿を使っても4年前の名簿を使っても、それほど大きくは変わらないというのは理解したわけですが、横断面の比較においては、常にその構造が残ってしまうというのはあまり望ましくないのではないかと。と思っています。

なので、1つお聞きしたいのは、この作物統計調査において、作物間の作付面積のようなものを比較するニーズというのは、政策的もしくは分析上ないのかというのを1点御質問させていただきたいと思っています。

もう一つ、論点として、令和7年、令和8年はもう動かせないのではないかと。ところで、実務的なところで2回に分けるとするのは、名簿が古くなるということの影響が小さいということ踏まえれば、私は2回に分けることは問題ないと思っていますし、それが令和7年令和8年にスタートするというのは、実務上やむを得ないのであれば仕方がないと思います。なので、ただ、今後5年ごとの農林業センサスの周期に合わせて名簿を構成するというスケジュールが出てきた場合、令和7年、令和8年でいって、次回を令和12年、令和13年でやるという形で、この名簿のすれ違う状況を温存してしまうというのがいかなものかと思っています。

今回、令和12年、令和13年調査までは諮問に入っていないのかもしれないのですが、もしそうであるならば、次回の農林業センサス以後の調査周期について、何らか御検討いただくというのを今後の課題にさせていただけるといいなと思いました。

私からは以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。農林水産省の方から、何かコメントがあったらお願いいたします。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** 宇南山臨時委員、ありがとうございます。

それぞれの名簿が古くなることで、果樹や野菜等の、その時点の比較が難しくなるのではないかと。というような御指摘だったのかと思いますが、あまりそういったことは想定をしていなかったというのが正直なところございまして、もちろん農業経営者の方としては、いろいろな栽培転換というのは当然あり得ると思っていますので、そういったことがあったときに捉えられなくなるのではという部分は、宇南山臨時委員のおっしゃるように、否定はできないのですが、大きい動きについては、それぞれ増加傾向とか減少傾向と

いう、大きなマクロの農作物の動きについては、問題なく捉えられることで、今宇南山臨時委員から御指摘のあったことについては問題になるとは考えていないと思います。

○宇南山臨時委員 すみません、審査メモの別添8が分かりやすかったので、少し確認させていただきます。

時系列で1人の農家が、野菜を作っている人がずっとどれだけ作っているかを追うという意味では問題ないと思うのですが、AグループとBグループの作付面積を比較する必要があったりはしないのですかというのが質問の意味です。つまり、花きの作付面積とかんしょの作付面積を比較しなくてはいけない。そういうときには、かんしょの方は新しい名簿です、野菜の方は新しい名簿ですというと、その比較が少し特定の作物の作付面積が大きく出がちということにならないかと。ただ、それを比較しないのであれば、御指摘のとおり、あまり問題はないのだろうと。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 すみません、途中で申し訳ないです。事務局でございます。

審査メモの別添8ですけれども、おそらく、宇南山臨時委員の御質問としては、このAグループとBグループで、例えば野菜と陸稲みたいな形で、それを比較することがあり得るのかということだと思うのです。その御質問に対しては、今までは農林水産省から事務局が説明を聞いていた限りにおいては、おそらくそういうニーズはないのではないのかなというふうには思っているところですが、そういう理解でよろしいですか、農林水産省。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうですね。品目ごとに増えてきているか減ってきているかというのは非常によく見ておりますけれども、産地も違ったり戦略も違うものになりますので、そういう比較をしているというものが私も思いつかないです。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 すみません、少しまた横から、事務局です。

おそらく、政策部局が品目ごとに違ったりとか、そんなこともひょっとしたらあるのではないのかなというふうに、今までの説明から想像はしてみたのですが、そういうことってあり得るのですか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうですね。それぞれ品目担当がおりますので、宇南山臨時委員がおっしゃったことが、農林水産省の施策を推進する上で問題になるということは少し想定できないと思っているので、そういう意味では問題ないと考えているということになります。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。例えば、この作付面積や収穫量を基に、例えば生産額を推定して、特定の作物の生産シェアみたいなものを計算すると。そういったような計算が行われることはないのかというのが、私がイメージしていた横断的な比較なのではけれども。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そういう意味では、それはその時点で出た数字で、それぞれの農産物のシェアを出すということはあると思います。

○宇南山臨時委員 そうすると、Aグループのシェアが例えば常に大きめに出がちであるとか、そういうことが起きないのかというのが懸念で、時系列的にデータを見ると、5年に一度Aグループのシェアが大きくなるのだよなというようなことが発生してしまうのではないかというイメージです。

○椎野農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（企画班担当） 農林水産省、椎野です。

宇南山臨時委員御懸念の部分ですけれども、例えば2020センサスで100ヘクタールだったところが、2025センサスでは120ヘクタールになりましたといった場合に、ここは全数階層のところに当たっていれば確実にその増加分は反映されることになります。逆に、中小規模のところでそういった動きがあった場合に、それは、標本で得られたそのときの結果が、120という結果が得られたとした場合、2020センサスで取っていたときは100ですから、それが1.2倍の推計結果が出る。2025センサスで取ったときは母集団上は120なので、それは100%の推計値が得られる。そういった形になるので、大きくぶれることはないというふうに思っております。

センサス間で、先ほど大中規模のところですか主産県、若干動きはあるわけですが、大きく動きはありません。一番動きがあるのは、やはり農林業経営体数という分野です。今大規模化も進んでいますし、農林業経営体数のところが一番大きいのだと思います。ただ、その農林業経営体数のところは、推計の方にも利用はしておりませんので、結果自体はぶれることがないと思います。ただ、我々調査実施をする立場としましては、やはりきれいな一番最新の母集団で整理したものでやりたいという気持ちはあります。

ただ、今は、省内の利活用上、今の全国調査年は令和7年、令和8年ということになっていますので、ここの部分には、前回の必要標本数についても2回の結果を見ながらまた考えていきたいという話をしましたけれども、また次の全国調査に向けては、我々調査実施者の思いだけではなく、省内の利活用部局の考えもよく聞かなくてははいけませんので、その部分も含めて、先ほど宇南山臨時委員が言われたとおり、作物統計、今の予定ですと、来年、再来年も何かしら御相談させていただくものもありますので、そういったところで改めて何か御相談できるような形にできればというふうに思っております。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。取りあえず、あまり横断面の比較、違うグループ間での比較が政策に、比重としては大きくないということは理解したので、令和12年、令和13年産の検討は今後は是非前向きにしていいただければと思いますが、今回の件については了解いたしました。ありがとうございます。

○樫部会長 ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 すみません、小針です。御説明ありがとうございます。

状況は理解をしているのですが、改めてお願いですが、令和12年と令和13年のところで、何らか2030年センサスに近づけるという事情は承知していますが、そこができた方が、後の進め方というのは統計的な観点からいうとやはりいいのかなと思いますので、そこは引き続き御検討をお願いができればと思います。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。統計としては、理想はそうだということは、皆様、そう思っていらっしゃるし、実施者の方も思っていらっしゃると思います。けれども、利用者のニーズの問題と、実際の調査の実施者、体制の問題で、なかなか理想のとおりにはいかないという、そういう問題もあって、なかなか難しいのだなというのはよく分かりました。取りあえず今回の変更については、おおむね皆様御了解をいただいておりますので、特に令和7年、令和8年のところは、これでおおむね御了解いただいているということかと思えます。将来の話については、答申案の確認のときに、どのように取り扱うか、事務局とも相談してやらせていただきたいと思います。今日のところは、取りあえず今回の変更については、おおむね御了解いただいたということで取りまとめをさせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この点については、おおむね御了解いただいて、少し先の話は、また事務局と協議をするということで、次に移らせていただきたいと思います。

それでは、審議事項の最後になりますけれども、調査時期と公表時期の変更について審議をしたいと思います。具体的には、一部の農作物における調査時期や公表時期の変更、それから、それに連動して、耕地面積調査の速報値時期の公表時期の変更ということでございます。論点もあまりなくて、見たところ回答も共通しているようでございますので、一括して審議をしたいと思いますというふうに思います。

まず、審査メモに基づいて、事務局から御説明をお願いいたします。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** それでは、審査メモの20ページから23ページになります。

まとめて説明をいたしますので、少し長くなりますが、御容赦いただければと思います。

まず、審査メモ20ページの、大豆、果樹に係る関係団体等に対する作付面積調査を収穫量調査と一体的に行うことについてです。現在、関係団体等に関する大豆と果樹の収穫量調査、収穫期に実施する一方で、作付面積調査については、それぞれ9月1日、7月15日と、収穫量調査とは別の時期に実施しています。これまで、作付面積調査を別に行ってきた理由については、収穫量調査より早い時期に調査が可能であって、その結果の早期公表も可能という、いわゆる一般的な理由でございまして、特に施策上の必要性があったという、そういうわけではありませんでした。しかし、農林水産省の方で、限られた体制の中で事務作業の効率化が求められているということで、今回の申請で、図表11のとおり、作付面積調査を収穫期において収穫量調査と一体的に実施することを計画しているということです。

これに伴って、公表時期についても、作付面積調査の公表時期を収穫量調査に統合されますけれども、こちらについては、後ほど⑤－2のところで説明をいたします。この変更については、調査の一体化により、調査票も統合されるのですけれども、実質的な調査事項の追加はあまり発生せず、むしろ調査と調査票が1つになることによって負担軽減に資することから適当というふうに整理をしております、論点も特に設けておりません。

そして、続きまして、⑤－2のところ、21ページの大豆、果樹等に係る公表時期の変

更についてです。変更の内容は、図表12でまとめておりますけれども、作物ごとの変更の背景等が異なる点もございまして、少し説明が細くなるのですけれども、御容赦いただければと思います。

別添の9、少し図が大きくて字が小さくはなってしまうのですが、こちらの各作物の調査の期日、それと公表時期に係る線表になってございます。こちらもし御参照いただきながらというふうに思っております。

そして、21ページの方ですが、まず、アの大豆と果樹についてです。

先ほどの⑤－1の説明のときに、作付面積調査の調査票、調査事業を収穫量調査に統合ということに伴いまして、公表時期についても、作付面積調査を収穫量調査に統合するという計画でございます。

次に、イのかんしょです。こちらは、現在、作付面積調査と収穫量調査を同じ時期に実施していきまして、概要の公表も同じ時期だったのですけれども、詳細な公表だけ、作付面積調査を先行させて行っていると。ただ、事務処理効率化のため、作付面積調査の公表時期を収穫量調査に統合するということを計画しています。

続いて、ウの大豆とそばです。これは施策に関する手続時期の変更を受けたものということでございます。大豆、そばの経営所得安定対策の交付金、この交付金、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するため農林水産省が手当てをすると、そういう交付金なのですが、この交付金の申請の際には、農産物検査を終えていることが求められるのですけれども、令和6年度からこの交付申請の締切りが1か月程度繰り下げられまして、これに伴って農産物検査の実施についても遅くなるということが見込まれています。収穫量調査において回答を求めている収穫量には農産物検査を終えた量が含まれるので、これら一連の手続時期の変更によって、調査への回答時期にも遅れが見込まれるということを踏まえた変更でございます。

続きまして、エのさとうきびでございます。近年、収穫作業の機械化が進みまして、労力の軽減が図られているところなのですけれども、一方で降雨の影響で、機械が耕作地に入れないと、そういうようなこともあって、収穫期が遅くなるという傾向がございまして、これを踏まえて公表時期を繰り下げるということを計画しております。これらについては、事務処理の効率化とか施策の運用変更に伴うデータの整備状況等を踏まえた変更であって、農林水産省の方で政策部局のほか関係府省など、政府の利活用についても確認を行いまして、支障はないということを確認しているとしておりまして、おおむね適当というふうに考えております。ただ一方で、それ以外での利活用上の支障はないかということを確認する必要がありますが、論点を1つだけ立ててございます。

そして、説明を続けてまいります。

最後の23ページのところです。

耕地面積調査の公表時期の変更についてです。現在、耕地面積調査については、10月下旬に概要が公表されていきまして、詳細については、翌年の2月下旬に公表されているところです。今回の変更で、図表13のとおり、詳細の公表時期を翌年の9月下旬に変更するという計画でございます。この変更、先ほどの⑤－2の作付面積調査の公表時期の繰下

げというのが影響しておりまして、具体的には、耕地面積調査の詳細公表の段階では、公表事項の中に樹園地というものが含まれておりまして、この樹園地の耕地面積については、作付面積調査の果樹の調査結果を活用して公表しています。これまでは、果樹の作付面積の概要の結果が、その年の10月の中旬に公表されていまして、この中に樹園地のデータも含まれていたもので、これを活用することで、耕地面積調査の詳細公表は翌年の2月下旬で対応できておりました。ただ、⑤－2の変更で、果樹の作付面積の概要の結果、果樹ごとに11月下旬から段階的に公表されると、そういうことになりまして、最後に公表されるキウイフルーツ、それとパインアップルは翌年の8月下旬になってしまうのです。耕地面積調査の詳細の公表は、この翌年8月下旬の公表を待って行われるということになるので、これまで、翌年2月の下旬でできていたのですが、翌年の9月下旬に繰り下げられると、そういうようなお話でございます。

これについては、⑤－2の作付面積調査の公表時期の繰下げに伴って、連動して公表時期を繰り下げるといふものから、やむを得ないかなというふうに考えています。ただ、7か月公表の繰下げになるということでもあるので、利活用上の支障はないのかということを確認する必要があると考えて、1つだけ論点を立ててございます。

説明長くなり失礼しました。以上でございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。それでは、論点について、調査実施者からまとめて回答をお願いいたします。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** ありがとうございます。農林水産省でございます。

お手元の資料の、資料3の24、25ページを御用意いただければと思います。

今、事務局の方から非常に分かりやすく御説明いただきましたが、御説明していただいたところでもありましたとおり、利活用部局につきましては、全く問題ないということで確認をしております。

その際に、所管団体であったり、このようなデータを使っている可能性があるようなところについても、そういった部局を通じて把握を行っておりますけれども、特に問題ないというような確認ができております。また、他省庁につきましては、もともと利活用リストに掲載しておりますところについては全て確認をしております、支障がないということを確認しているところでございます。

以上になります。

○**樫部会長** ありがとうございます。それでは、御質問や御意見があれば出していただければと思います。よろしいでしょうか。

調査時期とか公表時期の変更については、それぞれ事情は異なるわけですが、どれもやむを得ないとか必要なものかなと考えます。皆様からも異論がなかったので、適当ということで取りまとめさせていただきたい思います。

それでは、ほぼ予定していた時間になり、今日予定していた審議内容も終わっておりますので、本日の審議はここまでとさせていただきたいと思います。

本日審議しました事項については、幾つかの部分について、答申案作成の際に「今後の

課題」としての記載を検討するということがございましたけれども、おおむね御理解いただいたということで審議を終えたと考えております。今後、答申案のいろいろな確認がございますので、皆様、お忙しいところ大変申し訳ありませんけれども、予備日として頂戴をしておりました、3月3日も部会を開催させていただきたいと思います。皆様、よろしくお願い致します。

それから、本日の部会の審議の内容につきましては、追加で御質問や御意見など、お気づきの点がありましたら、2月18日火曜日の正午までに、事務局まで電子メール等によって御連絡をいただければと思います。

それから、本日の審議内容につきましては、前回の審議内容と併せて、今後開催されます統計委員会で、私から統計委員会の方に報告をさせていただきたいと考えております。

それでは、事務局から何かあればお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 御審議ありがとうございました。部会長からも御発言がありましたが、今回の部会は3月3日月曜日の10時から、今回同様、実参加とウェブの併用による開催を予定しております。予備日としていたところ、お忙しい中お時間を頂き、恐縮ですが、どうぞよろしくお願い致します。また、追加の御質問やお気づきの点につきましては、短時間で恐縮ですけれども、先ほど部会長から話がありましたとおり、2月18日火曜日の正午までに、メールにより事務局まで御連絡いただきたいと思います。本日配布した資料は、また次回以降の部会でも審議資料として利用いたしますので、保管していただきますようよろしくお願い致します。

最後に、いつものお願いでございますが、本日の議事録については、後日、事務局で作成次第、別途メールで御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願い致します。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきますと思います。

審議事項が大変多い中で、効率的な審議に、皆様、御協力いただきまして、大変ありがとうございます。最終回となります次回も、引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。どうも大変ありがとうございました。